

国による令和8年度以降を見据えた復興施策の方向性について

国（復興庁）においては、令和7年度末で「第2期復興・創生期間」が終了することから、令和8年度以降における復興施策のあり方について検討しているところであり、復興推進委員会の下に、有識者による「第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ」を設置し、これまでの復興施策の総括と今後の方向性について議論を進めています。

この度、地震・津波被災地域（岩手・宮城）の施策に関する方向性について取りまとめられ、復興推進委員会に中間報告されましたので、その概要について説明します。

1 国の復興期間15年間の流れ

集中復興期間 [平成23～27年度]	第1期復興・創生期間 [平成28～令和2年度]	第2期復興・創生期間 [令和3～7年度]
<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災復興特別会計の創設、復興交付金による前例のない支援 ○ 福島復興再生特別措置法の制定 ○ 復興に向けた個別の事業計画策定や事業着手が本格化 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震・津波被災地域 インフラの復旧や住まいの再建・復興まちづくりがおおむね完了 産業・生業の再生も着実に進展し、残された課題にきめ細かく対応する復興の「総仕上げ」の段階 ○ 原子力災害被災地域 避難指示解除地域の帰還環境整備が進むなど福島の復興・再生が本格的に始まった段階 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地震・津波被災地域 心のケア等の被災者支援などの残された課題、復興事業がその役割を全う 地方創生の施策等を活用し、持続可能で活力ある地域社会を創り上げる ○ 原子力災害被災地域 避難指示の解除等を踏まえた本格的な復興・再生移住促進や、福島国際研究教育機構の構築等の新たな施策への取組

2 「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針（抜粋、令和3年3月9日閣議決定）

1. 復興の基本姿勢及び各分野における取組

- (1) 地震・津波被災地域において第2期復興・創生期間の復興を進めるに当たっては、第1期復興・創生期間内に公共インフラ整備等を中心にほとんどの事業が完了していること、過去の大規模災害における取組事例、一般施策による対応状況等を踏まえ、第2期復興・創生期間において、国と被災地方公共団体が協力して被災者支援を始めとする残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指す。

3 第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループについて

(1) 設置趣旨

令和7年度に「第2期復興・創生期間」が終了することから、令和8年度以降、復興庁設置期間内における復興施策の検討に資するため、東日本大震災の発災からこれまでの間に実施された復興施策の総括を行うべく、復興推進委員会の下に、「第2期復興・創生期間までの復興施策の総括に関するワーキンググループ」（以下「ワーキンググループ」という。）を開催する。

(2) ワーキンググループにおける議論の流れ

令和6年4月～7月	地震・津波被災地域（岩手・宮城）の施策に関して計4回議論 ※1 岩手県の現地視察(5/29)において、現地で復興施策に関わる方々から説明、意見交換を実施 ※2 第3回会合(6/14)において、本県被災地が抱える課題や復興施策継続の必要性等について説明
8月21日（水）	復興推進委員会に地震・津波被災地域の方向性等について中間報告
8月～10月	原子力災害被災地域（福島を中心）の施策に関して計5回議論 ※1 水産業への支援については当該地域の議論で取り上げるもの ※2 第6回会合（8/20）において、本県水産業の課題と放射線影響対策について説明
11月～12月頃（予定）	復興推進委員会に最終報告

(3) ワーキンググループ構成員（五十音順、計7名）

※浅野 雅己	浅野撚糸株式会社代表取締役社長
阿部 博友	名古屋商科大学ビジネススクール教授
石川 永子	横浜市立大学国際教養学部都市学系准教授
座長 ※今村 文彦	東北大学災害科学国際研究所教授
※白波瀬 佐和子	東京大学大学院農学生命科学研究科特任教授
※戸塚 絵梨子	株式会社パソナ東北創生代表取締役社長
座長代理 増田 寛也	日本郵政株式会社社長

※復興推進委員会委員を兼ねる

4 国による復興施策の方向性（復興推進委員会中間報告内容）

項 目	今後（令和8年度以降）の方向性
1 ハード整備	<ul style="list-style-type: none"> 残る事業の整備完了に向け取り組む必要がある。 今後は、各自治体において施設の有効活用を進めていくため、自治体間の連携・協力やデジタル・トランスフォーメーション(DX)、民間活力の活用などを行っていく必要がある。
2 心のケア等の被災者支援	<ul style="list-style-type: none"> ■ 被災者支援総合交付金（岩手県心のケアセンター運営、いわて被災者支援センター運営等） <ul style="list-style-type: none"> 一般施策に移行することを目指し、一般施策での適切な措置の担保（丁寧な情報提供や相談対応、一般施策実施省庁における運用上の配慮等）などの対応を検討する必要がある。 第2期復興・創生期間内での復興事業の完了が困難である場合は、以下の3要件が示された場合に限り、復興事業における対応を図ることも視野に入れて検討していく必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> * 震災由来の影響が未だに明確に残っており、引き続き復興事業のニーズが高いこと * 上記ニーズについて、一般施策での対応が困難であると認められる特別な事情があること * 上記を踏まえて、令和8年度以降可能な限り速やかな復興事業終了に向け、第2期復興・創生期間終了までの可能な限り早い時期に、事業終了のための具体的な道筋をつけること 上記に照らして復興事業として継続する場合であっても、補助率を段階的に下げるなど、自治体の一部自己負担の導入について検討を進める(併せて、激変緩和的な措置についても検討を進める必要)。 ■ 災害援護資金 <ul style="list-style-type: none"> 新規貸付 必要に応じて一般会計に移行して、対象者への支援が終了するまで継続する。 償 還 地方自治体において、支払猶予や償還免除を活用し、引き続き適切な債権管理に努めていただく。
3 被災した子どもに対する支援 (次ページに続く)	<ul style="list-style-type: none"> 一般施策での適切な措置の担保（丁寧な情報提供や相談対応、文部科学省での予算上の配慮等）を含めた一般施策への移行に向けた対応を検討する必要がある。 以下の考え方に照らし、第2期復興・創生期間内での復興事業の完了が困難と考えられる合理的な状況・理由が示された場合には、復興事業による対応を行うことも視野に入れて検討する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> * 震災由来の影響が未だに明確に残っており、引き続き復興事業のニーズが高いこと * 上記ニーズについて、一般施策での対応が困難であると認められる特別な事情があること * 上記を踏まえて、令和8年度以降可能な限り速やかな復興事業終了に向け、第2期復興・創生期間終了までの可能な限り早い時期に、事業終了のための具体的な道筋をつけること 復興事業として実施する場合にあっては、補助率の在り方や、対象とする市町村に係る客観的基準の設定、終期の設定など、合理的な制度設計や運用等を検討する必要がある。

<p>(被災した子どもに対する支援 前ページからの続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教職員加配、スクールカウンセラー <ul style="list-style-type: none"> ・ 復興特会によらずとも、一般会計の中で配慮することにより対応が可能。 ・ スクールカウンセラー配置等については、復興施策と一般施策に補助率の差異（復興施策：国10/10、一般施策：国1/3）があるため、段階的に移行を進めていくことも含め検討していく必要がある。 ・ 今後、震災後に生まれた子どもが大部分となることも踏まえ、県において、データや事例を整理しつつ、震災由来での支援の必要性などを明らかとする必要がある。 ■ 就学援助 <ul style="list-style-type: none"> ・ 震災由来の対象者が確認され、就学援助率が高い市町も存在していることから、特に慎重な検討が必要である。 ・ 個別の実情を丁寧に把握しつつ、子どもが安心して学べる環境を確保する観点から、復興施策の継続も含め、対応を検討していく必要がある。
<p>4 住まいとまちの復興</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 宅地造成 計画された宅地造成は整備完了済 ■ 家賃低廉化・特別家賃低減事業 家賃低廉化事業は令和22年度、特別家賃低減事業は令和12年度まで継続（※帰還者向けの災害公営住宅を除く。） ■ 土地活用ハンズオン支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該事業は令和7年度をもって終了し、被災自治体が主体的に土地活用に取り組むこととしてはどうか。 ・ 国においても、そのノウハウの継承を行う必要があるほか、必要に応じて復興庁が相談を受け、他省庁の一般施策の情報を含めた土地活用に向けた事例の紹介や助言等行うことなどが考えられる。
<p>5 産業・生業 (特区法以外)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ グループ補助金 令和7年度末をもって事業を終了するものの、事業者の責に帰さない事由により工事が終了しない場合には、引き続ききめ細やかな対応を行うことが必要と考えられる。 ■ 津波立地補助金 復興の基本方針に記載のとおり、令和5年度末で公募が終了済であることを確認。 ■ 二重ローン対策（CREB、産業復興機構） 制度上、支援期間の満了が令和8年度以降となることから、第2期復興・創生期間後も事業が継続。 ■ 新しい東北（販路拡大支援等） 令和7年度末までに事業が完了することとし、必要に応じて、県や商工団体が主体となって同様の事業を行うことを可能とするべく、支援ノウハウ・知見を共有する等の所要のサポートを行うことも重要であると考えられる。 ■ 新しい東北（産学官が参加した意見交換会や顕彰等） 令和7年度末までに事業が完了するよう、これまで蓄積したノウハウの普及・展開、地域づくりハンズオン支援事業についての普及展開、必要に応じて被災県に引き継ぐことが可能となる関係者との調整などを行っていただきたい。

<p>6 産業・生業 (特区法)</p>	<p>復興推進計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 税制上の特例 適用期限である令和7年度末まで、活用に向けて積極的な周知を図ることが重要であると考えられる。 ■ 金融上の特例 近年の認定件数の減少を踏まえ、令和8年度以降、新規の認定をしないこととする。 ■ 規制・手続上の特例 現在も特例が活用されている状況を踏まえ、引き続き被災地のニーズに応じた柔軟な対応が求められる。 <p>復興整備計画</p> <p>現在も特例が活用されている状況を踏まえ、引き続き被災地のニーズに応じた柔軟な対応が求められる。</p>
<p>7 地方単独事業等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材確保対策への支援 復興庁スキームの派遣駐在は令和7年度末をもって終了すること で良いのではないかと。 ■ 震災復興特別交付税 今後の復興のあり方について検討を進める中で、関係省庁にて連携しつつ検討を行っていただきたい。
<p>8 震災伝承</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、地方公共団体、民間がそれぞれの役割を果たしながら連携して進めることが重要である。 ・ 令和7年度の2025年日本国際博覧会（2025年大阪・関西万博）に合わせて情報発信を充実させ、被災自治体と連携し「万博を通じて描いた被災地の未来像」の保存に取り組んでいただきたい。

令和6年度
復興推進委員会・第2期復興・創生
期間までの復興施策の総括に関する
ワーキンググループにおける
現地視察（岩手県）報告

視察行程等

● 実施日

令和6年5月29日（水）

● 参加者

今村座長、阿部構成員、石川構成員、戸塚構成員、奥野委員及び山崎委員(計6名)

※ 復興庁及び岩手県庁の職員が随行。

● 訪問先

岩手県釜石市及び大船渡市

● 行程

【釜石市】

- ① 岩手県釜石地区合同庁舎
(いわて被災者支援センター及び岩手県こころのケアセンター関係)
- ② 釜石市立釜石中学校
(被災した子供への支援関係)

【大船渡市】

- ③ 一般社団法人岩手県栽培漁業協会
(漁業支援関係)



結果概要

① いわて被災者支援センター及び岩手県こころのケアセンター関係の意見交換等

<概要>

岩手県、いわて被災者支援センター及び岩手県こころのケアセンターから、以下の内容についての説明を聴取した後、全体を通じた意見交換を実施。

- 岩手県：復興事業の位置付け並びに復興に関する各種指標（被災者の心のケアに関する支援の状況、被災者の生活再建等に関する支援の状況、被災した子どもたちの状況、生業の再生に対する支援の継続及び移転元地の利活用）
- いわて被災者支援センター（※1）：業務概要、相談実績、相談内容等
- 岩手県こころのケアセンター（※2）：活動経緯、活動内容、成果、長期的課題、今後の活動の方向性等

<意見交換における参加者からの主な意見・発言>

- 発災から13年が経過し、現在では、自立が未だ困難な方への対応が多くなっていると思うが、そのような方々へ継続的な支援を行うためには、長期的な観点から平時の施策に引き継いでいく必要があるのではないか。そのためには、長期的なロードマップの具体化をしていくことが望ましい。
- 心のケアについては、相談内容が震災由来なのかという切り分けが困難であると考えているが、復興庁は時限組織であり、長期的な観点での支援には限界があるため、地域コミュニティによる自立的な支え合いといった観点も重要ではないか。
- 生活の再建がうまくいかなかったという相談が近年増えていると感じることから、切れ目のない支援が必要だと思うが、地域内での既存の組織に引き継ぐなどの役割分担（就労支援、人材育成等）も必要ではないか。



岩手県釜石地区合同庁舎での意見交換

※1 いわて被災者支援センター：東日本大震災で被災し、恒久的な住宅へ移行された後、生活面や経済面等の課題を抱える方からの相談に対応するため、令和3年4月に開設されたもの。

※2 岩手県こころのケアセンター：東日本大震災による精神的負担を抱えている被災者の心身の健康を守るため、きめ細やかで専門的なこころのケアを長期にわたり実施することを目的として設置されたもの。

結果概要

② 釜石市立釜石中学校（被災した子供への支援関係）

<概要>

岩手県教育委員会、釜石中学校及びスクールカウンセラーから、同県における児童生徒数の状況やその経年変化、同県における取組についての説明に加え、スクールカウンセラーの現場からの説明を聴取し、意見交換を実施。

<意見交換における主な内容>

- 継続的な支援を行うため、コミュニティを再建することの重要性及び学校やスクールカウンセラーが果たしてきた役割
- 相談件数が減少傾向にあるものの、個々の相談内容が軽易なものとなっているわけではない現状
- 防災教育における被災経験の正負の効果



釜石中学校での意見交換



種苗施設の視察

③ 一般社団法人 岩手県栽培漁業協会（漁業支援関係）

<概要>

種苗施設の視察後、岩手県水産振興課及び同協会から、東日本大震災からの水産業の復旧・復興状況等についての説明を聴取し、意見交換を実施。

<意見交換における主な内容>

- 震災による種苗の流出や海洋環境の変化に伴う漁獲量の減少
- ALPS処理水の放出に伴う輸入規制強化による収入の減少
- 上記事項への対策（販路開拓、栽培品目の転換等）とその困難さ
- 新規参入・人材育成の促進や生産性向上の取組



岩手県栽培漁業協会との意見交換